

2019 年度 関西学生ヨット新人選手権大会

帆走指示書

1. 規則

- 1.1 本大会には、『2017-2020 セーリング競技規則』に定義された規則を適用する。
- 1.2 『関西学生ヨット連盟規約』、『470 学連申し合わせ事項』、『スィフ 級学連申し合わせ事項(ただし、スィフ 級学連申し合わせ事項 I.2 は適用しない)』、『艇体への大学名表示に関する学連申し合わせ事項』を適用する。
- 1.3 RRS 付則 P が適用される。ただし、付則 P1 文中の『セール番号』は、『セール番号又は識別番号』と置き換える。これは付則 P1 を変更している。
- 1.4 RRS 付則 T が適用される。「レース後ペナルティ」を履行した艇は、得点略語「ARB」を用いて記録される。これは、RRS 付則 A11 を変更している。
- 1.5 【DP】は、その規則の違反に対するペナルティを、プロテスト委員会の裁量により失格より軽減することができることを意味する。
- 1.6 【SP】は、レース委員会が審問無しに標準ペナルティを適用することができる規則を意味する。これらの違反と関連するペナルティのガイドラインは、公式掲示板に掲示される。標準ペナルティを課された艇の得点略語は「STP」である。レース委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティが決定する。これはRRS63.1、A5及びA11を変更している。
- 1.7 【NP】は、この規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは規則 60.1(a)を変更している。
- 1.8 規則 40『個人用浮揚用具』を次のとおりとする。
 - (a) 【DP】次のように変更する。
『水上にいる間、衣類又は個人用装備を一時的に変えたり整えたりする場合を除き、競技者は個人用浮揚用具を着用しなければならない。ウェット・スーツとドライ・スーツは、個人用浮揚用具ではない。この項は規則第 4 章前文を変更している。』
 - (b) 国際スィフ 級クラス規則 C3.1(a)に次を追加する。
『個人用浮揚用具には、浮力 40N 以上の個人用浮揚用具も含める。』
- 1.9 国際 470 級クラス規則、国際スィフ 級クラス規則を次のように変更する。
『マストの上部に浮力体を付けることを認める。』

2. 競技者への通告

競技者への通告は、陸上本部前に設置された公式掲示板に掲示する。

3. 帆走指示書の変更

- 3.1 帆走指示書(以下『指示』という)5.1、5.2、5.4の変更は、それが発効する前日の 18:15 までに掲示される。
- 3.2 指示 5.5 のブリーフィング開始時刻の変更は、11 月 30 日(土)は 08:30、12 月 1 日(日)は 08:15 までに掲示、または口頭で指示する。
- 3.3 指示 3.1 および 3.2 以外の変更は、当日の 08:15 までに掲示される。

4. 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、陸上本部前に掲揚する。
- 4.2 【SP】 【NP】音響信号 1 声とともに掲揚される D 旗は、『艇の出艇を許可する。予告信号は D 旗掲揚後 40 分以降に発する。ただし、予告信号を発する時刻は指示 5.2 の時刻より早まることはない。』ことを意味する。艇はこの信号が発せられるまで出艇してはならない。D 旗がクラス旗の上に掲揚された場合、当該クラスのみ適用する。D 旗の下にクラス旗が掲揚されない場合は、国際 470 級、国際スィフ 級の両クラスに適用する。
- 4.3 指示 5.2 に示されたその日の最初のレースの予告信号予定時刻の 40 分前までに D 旗が掲揚されない場合、その日のレースは時間の定めなく延期されている。

5. レース日程

- 5.1 予定されるレース日程とレース数は次のとおりとする。

日付	11 月 30 日(土)	12 月 1 日(日)	合計
国際 470 級	4 レース	3 レース	7 レース
国際スィフ 級	4 レース	3 レース	7 レース

ただし、11 月 30 日(土)及び 12 月 1 日(日)は、予定レース数を越える追加レースは行わない。

- 5.2 最初のレースの予告信号の予定時刻は、11 月 30 日(土)は 9:45、12 月 1 日(日)は 9:25 とする。引き続きの予告信号は前のクラスのスタート後に適宜発せられる。
- 5.3 1 つのレース又は一連のレースが間もなく始まることを注意喚起するために、予告信号を発する少なくとも 5 分前に音響信号 1 声とともにレース委員会信号船にオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。
- 5.4 11 月 30 日(土)は 15:00 より後に、12 月 1 日(日)は 12:30 より後に予告信号を発しない。
- 5.5 ブリーフィング

11月30日(土)は08:30、12月1日(日)は08:15より、大会陸上本部にて、レース委員会・プロテスト委員会・選手・監督・コーチによるブリーフィングを行う。

6. クラス旗

クラス旗は次のとおりとする。

クラス	国際470級	国際スライフ級
旗	470旗	スライフ旗

7. レース・エリア

【添付図A】に、レース・エリアの位置を示す。

8. コース

- 8.1 【添付図B】の見取り図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含む帆走コースを示す。
- 8.2 国際470級、国際スライフ級の帆走コースを示す文字は【添付図B】コース見取り図のとおりとする。
- 8.3 予告信号以前に、レース委員会信号船に帆走コースを示す文字及び最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

9. マーク

- 9.1 マーク1、2、3S、3P、4S及び4Pはオレンジ色の三角錐ブイとする。
- 9.2 スタート・マークは、スタート・ラインのスターボードの端にあるレース委員会信号船とポートの端にあるレース委員会船とする。
- 9.3 フィニッシュ・マークは、スターボードの端に位置するレース委員会船とポートの端にあるオレンジ色の円筒形ブイとする。
- 9.4 指示11に規定する新しいマークは、黄色の円筒形ブイとする。
- 9.5 マークの数字は無視するものとする。

10. スタート

- 10.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上にオレンジ色旗を掲揚しているポールの間とする。
- 10.2 スタート信号の4分以降にスタートする艇は、審問なしにスタートしなかった「DNS」と記録される。
これは規則A4、A5を変更している。
- 10.3 規則30.4の『セール番号』を『識別番号』に置き換える。これは規則30.4を変更している。規則30.4に基づくレース委員会による掲示は、レース委員会信号船のスターン掲示板に行われる。
- 10.4 【NP】 【DP】 他のクラスのレースのスタート手順の間、予告信号が発せられてないクラスの艇は、スタート・エリアを回避しなければならない。【添付図C】にスタート・エリアを示す。
- 10.5 セレブル・リコールの際、艇に速やかに知らせるためレース委員会信号船以外のレース委員会船にも「第1代表旗」を掲揚する場合がある。ただし、レース委員会信号船以外の当該レース委員会船が行う「第1代表旗」の掲揚・降下については、規則レース信号「予告信号は、降下の1分後に発する」の意味を持たないものとし、また、音響の有無も無視されるものとする。これは規則レース信号および規則29.2を変更している。

11. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し又はフィニッシュ・ラインを移動し、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

12. フィニッシュ

- 12.1 フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マーク上にオレンジ旗を掲揚しているポールと、ポートの端のフィニッシュ・マークのコース側との間とする。
- 12.2 レース委員会は、フィニッシュ記録作業補助のためにフィニッシュ・ライン外側にレース委員会船を配置することがある。

13. コースの短縮又は中止

- 13.1 レース委員会は規則32.1以外に、レースの公正性に影響を及ぼすと考えられる大きな風向の変化・風速低下が発生した場合、コース短縮または中止することができる。この項に基づきレース委員会がレースを継続又は中止したことについて、艇による抗議又は救済の要求の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を変更している。
- 13.2 スタート信号後にレースを中止する場合、艇に速やかに知らせるため、レース委員会信号船以外のレース委員会船にも、「N旗」「H旗の上にN旗」あるいは「A旗の上にN旗」を掲揚することがある。ただし、レース委員会信号船以外の当該レース委員会船が行う「N旗」の掲揚・降下については、規則レース信号「予告信号は、降下の1分後に発する」の意味は持たないものとし、また、音響の有無も無視されるものとする。これは規則レース信号および規則32.1を変更している。

14. タイム・リミットとターゲット・タイム

- 14.1 タイム・リミットとフィニッシュ・ウィンドウ及びターゲット・タイムは次のとおりとする。

クラス	タイム・リミット	マーク1タイム・リミット	フィニッシュ・ウィンドウ	ターゲット・タイム
国際470級	80分	25分	15分	40分
国際スライフ級	80分	25分	15分	45分

- 14.2 マーク1タイム・リミット内に1艇もマーク1を通過しなかった場合、レース委員会はそのレースを中止する。
この項は規則32.1を変更している。ターゲット・タイムどおりにならなくても救済の根拠とはならない。
これは規則62.1(a)を変更している。
- 14.3 規則30.3及び規則30.4に違反しないでスタートした先頭艇が規則28.1に従いコースを帆走してフィニッシュから起算されるフィニッシュ・ウィンドウ内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった(DNF)』として記録される。この項は規則35

及び A4、A5 を変更している。

15. 抗議と救済要求

- 15.1 レース・エリアで関与したか又は目撃したインシデントに関して抗議しようとする艇は、そのレースをフィニッシュ後、可能な限り速やかにフィニッシュライン付近に位置する B 旗を掲げたレース委員会船に、抗議の意思を口頭で伝えなければならない。これは規則 61.1 の追加項目である。
- 15.2 抗議書はプロテスト委員会事務局(学連艇庫 2 階)で入手できる。抗議、救済要求、審問の再開要求は、適切な時間内にプロテスト委員会事務局(学連艇庫 2 階)に提出しなければならない。
- 15.3 抗議締切時刻は、その日の当該クラスの最終レース終了後、またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分とする。この時刻は公式掲示板に掲示する。
- 15.4 レース委員会又はプロテスト委員会からの抗議を規則 61.1(b)に基づき被抗議艇に伝えるために、当該委員会は陸上にて口頭で伝えるか、抗議の通告を掲示する。
- 15.5 審問の場所及び時刻、抗議の当事者又は証人として指名されたものを競技者に知らせるため、抗議締切時刻後 30 分以内に通告を掲示する。
- 15.6 付則 P に基づく規則 42 違反に対するペナルティを課された艇のリストは、レース終了後掲示する。
- 15.7 指示 4.2、10.4、17.1、17.2、17.3、18、19、20、22、23 及び規則 77、付則 G、レース公示の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は規則 60.1(a)を変更している。
- 15.8 大会最終日での審問再開の要求は、次の時間内に提出しなければならない。この項は規則 66 を変更している。
 - (1) 再開を要求している当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。
 - (2) 再開を要求している当事者が当日に判決を通告された場合には、通告後 20 分以内。
- 15.9 大会最終日では、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 20 分以内に提出されなければならない。この項は、規則 62.2 を変更している。

16. 得点

- 16.1 大会が成立するためには、1 レースを完了することを必要とする。
- 16.2 艇の得点は、完了したレースが 4 レース以下の場合はレース得点の合計とし、5 レース以上完了した場合は最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。
- 16.3 表彰の対象となるのは、オープン参加者を含まない艇とする。
- 16.4 オープン参加者が乗艇した艇は表彰の対象から除外するが、得点は有効とする。16.5 参加艇数は、「オープン参加になった艇」を含む今大会の当該クラスに登録(受付)を済ませた艇の数とする。

17. 安全規定

17.1 【NP】【SP】出艇申告と帰着申告

(1) 出艇申告

- ① 当日のレースに出走しようとする場合は、最初のレースのスタート予告信号の予定時刻の 80 分前から 30 分前までの間に、陸上本部に準備された『出艇・帰着確認書』の出艇確認欄にヘルスマン自身がサインをした後に、出艇しなければならない。
- ② 当日の出艇が未確定の艇、および当日出艇しない艇は、最初のレースのスタート予告信号の予定時刻の 80 分前から 30 分前までの間に、同じ時間の間に、陸上本部に準備された『未出艇・出艇待機 申請書』の該当欄に、その旨記載しなければならない。
出艇待機後に実際に出艇する場合は、陸上本部に口頭で出艇の旨を伝え、その後、『出艇・帰着確認書』の出艇確認欄にヘルスマン自身がサインをした後に、出艇しなければならない。

(2) 帰着申告

陸上に帰着した艇は、その都度速やかに、『出艇・帰着確認書』の帰着確認欄に、ヘルスマン自身がサインをしなければならない。締切時刻はその日の当該クラスの最終レース終了後、またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分とする。
レース委員会は、正当な理由がある場合には、その時間を延長しなければならない。

- (3) レースの途中で一旦陸上に帰着し、再度出艇する場合は、陸上本部に設置された『出艇・帰着申告書』の出艇確認欄にヘルスマン自身がサインした後に、出艇しなければならない。

17.2 【NP】【SP】兵庫県立海洋体育館(芦屋マリセンター)から出艇する艇の出艇申告及び帰着申告については、指示

18.1(1)(2)を以下に変更する。

(1) 出艇申告

当日のレースに出走しようとする場合は、各大学代表者が、最初のレースのスタート予告信号の予定時刻の 80 分前から 30 分前までの間に、出艇する旨を陸上本部に電話連絡をしなければならない。

レースの途中で一旦陸上に帰着し、再度出艇する場合も、その都度速やかに陸上本部に電話連絡をした後に、出艇しなければならない。

(2) 帰着申告

陸上に帰着した艇は、その都度速やかに、ヘルスマン自身が帰着した旨を陸上本部に電話連絡をしなければならない。電話連絡の締切時間は指示 17.1(2)の帰着申告の締切時刻と同じとする。

レース委員会は、正当な理由がある場合には、その時間を延長しなければならない。

- (3) レースの途中で一旦陸上に帰着し、再度出艇する場合は、ヘルスマン自身が出艇する旨を陸上本部に電話連絡をした後に、出

艇しなければならない。

17.3 【DP】リタイの報告

- (1) リタイしようとする艇は、速やかにレース・エリアを離れ、リタイの意思を近くのリース委員会船又はプロテスト委員会船に伝えなければならない。
- (2) やむを得ない理由により、海上で報告できずに陸上に帰着する場合は、帰着後速やかに、陸上本部にその理由を伝えなければならない。
- (3) レースをフィニッシュした後にリタイする場合は、その日の抗議締切時刻までに、陸上本部に「リタイ報告書」を提出しなければならない。

17.4 リタイの勧告と強制的救助

- (1) レース委員会又はプロテスト委員会は、艇が安全に帆走できないと判断した場合は、リタイを勧告することができる。
- (2) また艇が緊急救助を必要とするような危険な状態だと判断した場合は、強制的救助活動を行うことがある。
- (3) (1)および(2)の場合、艇からの救済の要求は認められない。これは規則 60.1(b)を変更している。

18. 【NP】 【DP】 乗員の交替

- 18.1 水上で乗員を交替する場合は、予告信号以前に参加艇もしくは支援艇 I よりレース委員会信号船に口頭で伝えなければならない。陸上で乗員を変更する場合は、陸上本部にその旨を口頭で伝えた後に出艇しなければならない。
- 18.2 乗員を交替した艇は、その日の抗議締切時刻までに、『乗員名簿・変更届』を陸上本部に提出しなければならない。

19. 【NP】 【DP】 装備の交換

- 19.1 損傷又は紛失した装備の交換は、レース委員会の事前の承諾なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会にレース委員会信号船にその旨を報告し、承認を得た後に行わなければならない。
- 19.2 水上においてメインセールの交換が認められた場合、その日のその後のレースに限り、セールの識別番号の貼付けは免除される。ただし、その場合も、レース委員会がその艇に割当てた識別番号以外の識別番号を貼付けていてはならない。

20. 【NP】 【DP】 装備と計測のチェック

- 20.1 艇又は装備は、クラス規則、レース公示及び帆走指示書に従っていることを確認するためいつでも検査されることがある。
- 20.2 レース委員会により指定された艇は、検査のために直ちに水上・陸上の指定されたエリア・場所に向かう、もしくは艇を持ち込まなければならない。

21. 運営艇の識別

- 21.1 レース委員会船には、「白地に赤字で RC」と記載した識別旗を掲揚している。
- 21.2 プロテスト委員会船には、「白地に赤字で J」と記載した識別旗を掲揚している。
- 21.3 紛失等による運営艇の識別旗の非掲揚は、艇からの救済要求の根拠とはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。

22. 【NP】 【DP】 支援艇

- 22.1 支援艇は、最初のレースのスタート予告信号の予定時刻の 80 分前から、陸上本部に準備された『出艇・帰着申告書』の出艇確認欄にサインをした後に出艇しなければならない。
- 22.2 支援艇の帰着申告は、陸上本部に準備された『出艇・帰着申告書』の帰着確認欄にサインをすることで行う。締切時刻はその日の当該クラスの最終レース終了後、またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらから遅い方から 60 分とする。レース委員会は、正当な理由がある場合には、その時間を延長しなければならない。
- 22.3 支援艇は、水上にいる間、大会本部で貸与する識別旗を目視ができるよう掲揚しなければならない。識別旗は、支援艇 I は黄緑色旗、支援艇 II は緑色旗とする。
- 22.4 支援艇はレース中か否かにかかわらず、常に一般船舶の動きに目を配り、一般船舶の航行を妨げてはならない。
- 22.5 支援艇は、艇、レース委員会船及びプロテスト委員会船を妨げてはならない。またレース中の艇に引き波の影響を与えるような航行をしてはならない。
- 22.6 支援艇は、最初にスタートするクラスの予告信号の時刻から、すべての艇がフィニッシュするか若しくはリタイするか又はレース委員会が発する延期、セネラル・リコール若しくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。またスタートラインの延長線上にはならない。(【添付図 D】参照のこと。)
- 22.7 支援艇は、レース委員会及びプロテスト委員会の無線通信を傍受してはならない。
- 22.8 支援艇は、ハーバー内においては、できる限り引き波を立てないようにデッド・スローで航行しなければならない。
- 22.9 レース委員会船に『数字旗 8』が掲揚された場合、『支援艇は、レースをしているエリアを含む全エリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない。』ことを意味する。この信号はレース中であっても発せられることがある。この場合、指示 22.5、22.6 は適用しない。
- 22.10 支援艇は、関与するチームの艇が帆走不能となり、陸上に帰着する必要がある場合は、当該艇の陸上帰着を、責任を持ってサポートしなければならない。
- 22.11 支援艇のドラゴンは、水中でエンジンをかけている間、キコートを着用しなければならない。

23. ごみの処分 【DP】

ごみは支援艇または大会運営艇に渡してもよい。

24. 賞

クラス別の第 1 位~第 6 位の艇に賞状を、また第 1 位~第 3 位の艇に賞品を与える。

25. 責任の否認

競技者は、完全に自己の責任でこのレースに参加する。規則 4「レースをすることの決定」参照。主催団体は、レース前、レース中又はレース後と関連してこうむった物的損傷又は人身傷害若しくは死亡に対するいかなる責任も負わない。

以上

【添付図 A】 レース・エリア



【添付図 B】 コース見取り図(トラペゾイド・コース)

アウター・ループ

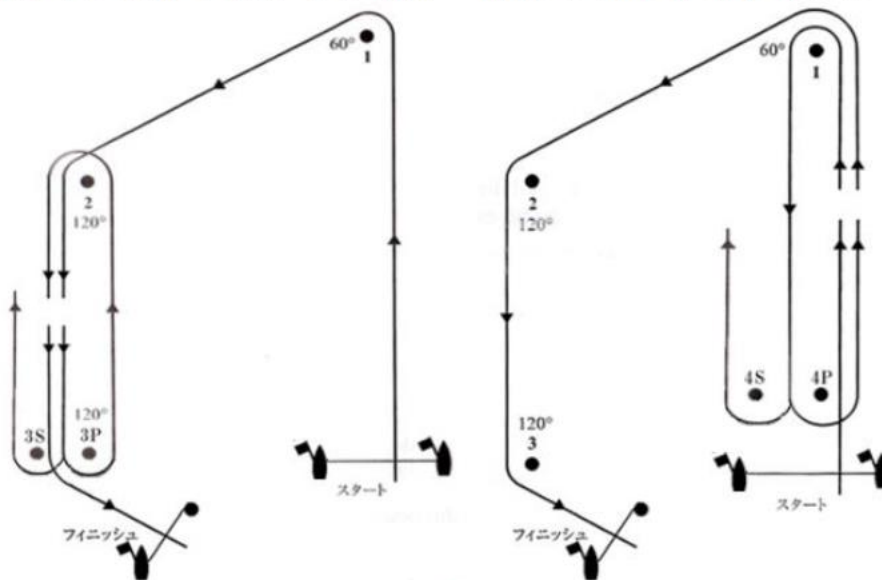
O2: Start-1-2-3S/3P-2-3P-Finish

O3: Start-1-2-3S/3P-2-3S/3P-2-3P-Finish

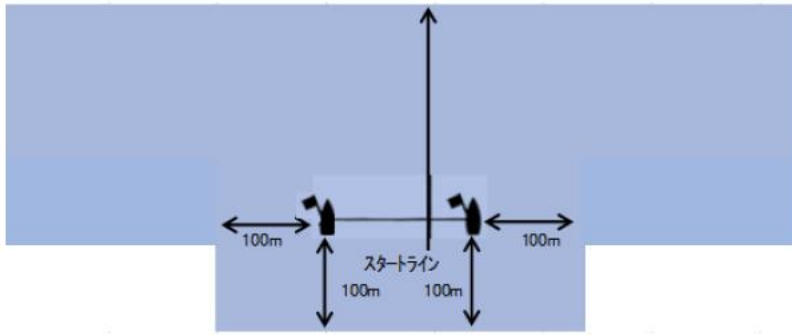
インナー・ループ

I2: Start-1-4S/4P-1-2-3P-Finish

I3: Start-1-4S/4P-1-4S/4P-1-2-3P-Finish



【添付図 C】 指示 10.4 に規定するスタート・エリア



【添付図 D】 指示 22.6 に規定する「艇がレースをしているエリア」(下図、破線内)

